

分 収 造 林 契 約 書

記

高知営林局長　高島　暎一（以下「甲」という。）
と造林者　土佐町長　西村　勝伸

（以下「乙」という。）とは、国有林野法（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野法施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき、別紙条項を約定して、下記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各そ
の1通を保有する。

平成3年2月22日

高知営林局長　高島　暎一

造林者　高知県土佐郡土佐町土居194
土佐町長　西村　勝伸



1. 分収林の所在

高知県土佐郡土佐町大字瀬戸
一ノ谷山国有林83林班り小班

2. 分収林の実測面積

9.5839 ヘクタール
(別紙図面のとおり)

3. 契約の存続期間

自 平成3年2月22日
至 平成68年2月22日

4. 植栽樹種及びその本数

樹種　ヒノキ
本数 33,500本

5. 植栽の期間及び方法並びに保育の方法

別紙造林計画書のとおり

6. 伐採の時期及び方法

時 期　平成67年度
方 法　所轄営林署長と造林者が協議の上決定する

7. 収益分収の割合

国100分の20　造林者100分の80



第7条 第9条(2)(4) {削除

別紙

第1条 乙は、別紙の造林計画書により造林を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。

2. 甲は、乙から造林等についてその技術指導を求められたときは必要な指導をするものとする。

第2条 乙は、法第15条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第3条 乙は、法第17条第1項の規定により本契約が解除された場合には、同条第2項の規定により國の所有に帰すこととなる樹木がないときには、契約締結の日から解除の日までの期間につき、国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号。以下「規程」という。)第25条第1項、第26条及び第29条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に年5パーセントの利息を加算して得た金額(以下この条において「貸付料相当額」という。)を、法第17条第2項の規定により國の所有に帰すこととなる樹木があり、かつ、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときには、その貸付料相当額と樹木の評定価額との差額を賠償として甲に支払うものとする。

第4条 乙は、本分収林を管轄する営林署長(以下「署長」という。)が法第11条第3項の規定により、天然に生じた樹木を分収木として指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨の協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第5条 乙が規則第37条の規定により定められた搬出期間内にその分収樹木の搬出を終わらない場合には、その樹木は國の所有に帰するものとする。

第6条 乙は、搬出を終わらない分収樹木を他人に譲渡する場合には、乙が搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人が承継し、かつ、当該譲受人と連帯してその責に任ずる旨を記載した書面に当該譲受人と連署して、署長に届け出るものとする。

第7条 乙は、その定款又は規約を変更しようとする場合には、甲の承認を受けなければならない。

第8条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。

第9条 甲は、次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。

- (1) 天災地変その他乙の責に帰することができない理由により、本契約の目的が達せられる見込みがないと認められる場合
- (2) ~~乙の構成員が脱退等により人未満となつた場合~~
- (3) 分収林としての活用の実態が、分収造林の目的に適合していないと認められる場合
- (4) ~~甲の承認を受けずに乙がその定款又は規約を変更した場合~~

第10条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合には、本分収造林契約の解約を申入れができるものとする。

第11条 第9条及び前条の特約により、本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収木は収益分収の割合で分収するものとする。

第12条 造林除地に天然に生育した樹木は、保育のために伐採する場合を除き國の所有とし、収益分収の対象としない。

ただし、営林署長が必要と認める場合には、法第11条第3項の分収木に指定することを妨げないものとする。

第13条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

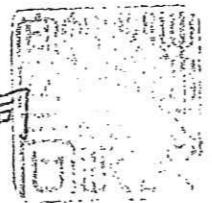
分 収 造 林 契 約 書

記

高知営林局長 柳澤逸司 (以下「甲」という。)
と造林者 土佐町長 志和友晴
(以下「乙」という。)とは、国有林野法(昭和26年法律第246号。以下「法」という。)及び国有林野法施行規則(昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。)に基づき、別紙条項を約定して、下記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各そ
の1通を保有する。

平成4年2月20日

高知営林局長 柳澤逸司



造林者 高知県土佐郡土佐町土居194

土佐町長 志和友晴



1. 分収林の所在

高知県土佐郡土佐町大字瀬戸

一、谷山国有林80林班80林班小班80小班

2. 分収林の実測面積

7.8187 ヘクタール

(別紙図面のとおり)



3. 契約の存続期間

自 平成4年2月20日

至 平成68年2月19日

4. 植栽樹種及びその本数

樹種 ヒノキ

本数 27,400本

5. 植栽の期間及び方法並びに保育の方法

別紙造林計画書のとおり



6. 伐採の時期及び方法

時期 平成67年度

方法 所轄営林署長と造林者が協議の上決定する

7. 収益分収の割合

国100分の20 造林者100分の80

別紙

第1条 乙は、別紙の造林計画書により造林を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。

2. 甲は、乙から造林等についてその技術指導を求められたときは必要な指導をするものとする。

第2条 乙は、法第15条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正當な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第3条 乙は、法第17条第1項の規定により本契約が解除された場合には、同条第2項の規定により國の所有に帰すこととなる樹木がないときには、契約締結の日から解除の日までの期間につき、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号。以下「規程」という。）第25条第1項、第26条及び第29条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に年5パーセントの利息を加算して得た金額（以下この条において「貸付料相当額」という。）を、法第17条第2項の規定により國の所有に帰すこととなる樹木があり、かつ、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときには、その貸付料相当額と樹木の評定価額との差額を賠償として甲に支払うものとする。

第4条 乙は、本分収林を管轄する営林署長（以下「署長」という。）が法第11条第3項の規定により、天然に生じた樹木を分収木として指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨の協議をしたときは、正當な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第5条 乙が規則第37条の規定により定められた搬出期間内にその分収樹木の搬出を終わらない場合には、その樹木は國の所有に帰するものとする。

第6条 乙は、搬出を終わらない分収樹木を他人に譲渡する場合には、乙が搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人が承継し、かつ、当該譲受人と連帯してその責に任ずる旨を記載した書面に当該譲受人と連署して、署長に届け出るものとする。

第7条 第9条(2)(4)削除

第7条 乙は、その定款又は規約を変更したうじる場合は、甲の承認を受けるなければならない。

第8条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。

第9条 甲は、次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。

(1) 天災地変その他乙の責に帰することができない理由により、本契約の目的が達せられる見込みがないと認められる場合

(2) 乙の構成員が脱退等により一人未満となった場合

(3) 分収林としての活用の実態が、分収造林の目的に適合していないと認められる場合

(4) 甲の承認を受けずに乙がその定款又は規約を変更した場合

第10条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合には、本分収造林契約の解約を申入れることができるものとする。

第11条 第9条及び前条の特約により、本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収木は収益分収の割合で分収するものとする。

第12条 造林除地に天然に生育した樹木は、保育のために伐採する場合を除き國の所有とし、収益分収の対象としない。

ただし、営林署長が必要と認める場合には、法第11条第3項の分収木に指定することを妨げないものとする。

第13条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

分 収 造 林 契 約 書

記

高知嘗林局長 後藤武夫(以下「甲」という。)

と造林者 高知県土佐郡 土佐町長 志 和 友 晴

(以下「乙」という。)とは、国有林野法(昭和26年法律第246号。以下「法」という。)及び国有林野法施行規則(昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。)に基づき、別紙条項を約定して、下記のとおり分取造林契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各そ
の1通を保有する。

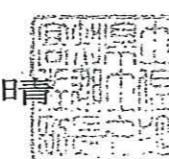
平成 8 年 2 月 13 日

高知嘗林局長 後藤武夫



造林者 高知県土佐郡土佐町土居 194 番地

土佐町長 志 和 大



1. 分収林の所在 高知県土佐郡土佐町大字瀬戸字
一ノ谷山国有林 80林班い3小班
 2. 分収林の実測面積
4. 2075ヘクタール
(別紙図面のとおり)
 3. 契約の存続期間
自 平成 8年 2月 13日
至 平成 8年 2月 22日
 4. 植栽樹種及びその本数
樹 種 ヒノキ ケヤキ
本 数 8,000本 4,500本
 5. 植栽の期間及び方法並びに保育の方法
別紙造林計画書のとおり
 6. 伐採の時期及び方法
時 期 平成 87年度
方 法 所轄営林署長と造林者が協議の上決定する
 7. 収益分収の割合
国 100分の 20 造林者 100分の 80

別 紙

第 1 条 乙は、別紙の造林計画書により造林を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。

2. 甲は、乙から造林等についてその技術指導を求められたときは必要な指導をするものとする。

第 2 条 乙は、法第 15 条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第 3 条 乙は、法第 17 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、同条第 2 項の規定により國の所有に帰すこととなる樹木がないときには、契約締結の日から解除の日までの期間につき、国有林野管理規程（昭和 36 年農林省訓令第 25 号。以下「規程」という。）第 25 条第 1 項、第 26 条及び第 29 条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に年 5 パーセントの利息を加算して得た金額（以下この条において「貸付料相当額」という。）を、法第 17 条第 2 項の規定により國の所有に帰すこととなる樹木があり、かつ、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときにあっては、その貸付料相当額と樹木の評定価額との差額を賠償として甲に支払うものとする。

第 4 条 乙は、本分収林を管轄する営林署長（以下「署長」という。）が法第 11 条第 3 項の規定により、天然に生じた樹木を分収木として指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨の協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第 5 条 乙が規則第 37 条の規定により定められた搬出期間内にその分収樹木の搬出を終わらない場合には、その樹木は國の所有に帰するものとする。

第 6 条 乙は、搬出を終わらない分収樹木を他人に譲渡する場合には、乙が搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人が承継し、かつ、当該譲受人と連帯してその責に任ずる旨を記載した書面に当該譲受人と連署して、署長に届け出るものとする。

第 7 条 第 9 条 (2) (4) } 削除

第 7 条 ~~乙は、この定款又は規約を変更しようとする場合には、甲の承認を受けなければならない。~~

第 8 条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。

第 9 条 甲は、次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。

- (1) 天災地変その他乙の責に帰することができない理由により、本契約の目的が達せられる見込みがないと認められる場合
- (2) ~~乙の構成員が脱退等により一夫未満となった場合~~
- (3) 分収林としての活用の実態が、分収造林の目的に適合していないと認められる場合
- (4) ~~甲の承認を受けずに乙がこの定款又は規約を変更した場合~~

第 10 条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合には、本分収造林契約の解約を申入れることができるものとする。

第 11 条 第 9 条及び前条の特約により、本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収木は収益分収の割合で分収するものとする。

第 12 条 造林除地に天然に生育した樹木は、保育のために伐採する場合を除き國の所有とし、収益分収の対象としない。

ただし、営林署長が必要と認める場合には、法第 11 条第 3 項の分収木に指定することを妨げないものとする。

第 13 条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

分 収 造 林 契 約 書

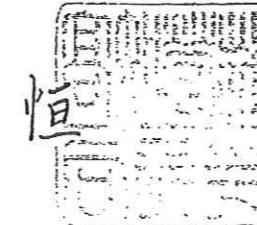
記

高知営林局長 渡邊 恒 (以下「甲」という。)
と造林者 土佐町長 志和友晴
(以下「乙」という。)とは、国有林野法(昭和26年法律第246号。以下「法」という。)及び国有林野法施行規則(昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。)に基づき、別紙条項を約定して、下記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各の1通を保有する。

平成24年11月9日

高知営林局長

渡邊 恒



造林者 高知県土佐郡土佐町土居194

土佐町長 志和友晴



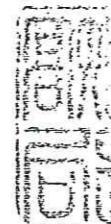
管理 116

1. 分収林の所在

高知県 土佐郡 土佐町 大字瀬戸
一、谷山国有林 80林班 1小班 15小班

2. 分収林の実測面積

7.2963 ヘクタール
(別紙図面のとおり)



3. 契約の存続期間

自 平成24年11月9日
至 平成29年11月8日

4. 植栽樹種及びその本数

樹種 ヒノキ
本数 21,900本



5. 植栽の期間及び方法並びに保育の方法

別紙造林計画書のとおり

6. 伐採の時期及び方法

時期 平成29年度
方法 所轄営林署長と造林者が協議の上決定する

7. 収益分収の割合

国100分の30 造林者100分の70

別 紙

第 1 条 乙は、別紙の造林計画書により造林を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。

2. 甲は、乙から造林等についてその技術指導を求められたときは必要な指導をするものとする。

第 2 条 乙は、法第 15 条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

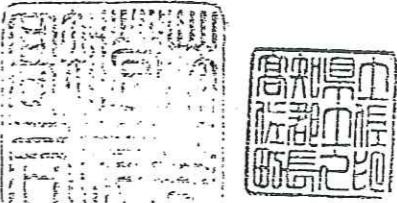
第 3 条 乙は、法第 17 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、同条第 2 項の規定により國の所有に帰すこととなる樹木がないときには、契約締結の日から解除の日までの期間につき、国有林野管理規程(昭和 36 年農林省訓令第 25 号。以下「規程」という。)第 25 条第 1 項、第 26 条及び第 29 条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に年 5 パーセントの利息を加算して得た金額(以下この条において「貸付料相当額」という。)を、法第 17 条第 2 項の規定により國の所有に帰すこととなる樹木があつて、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときにおいては、その貸付料相当額と樹木の評定価額との差額を賠償として甲に支払うものとする。

第 4 条 乙は、本分収林を管轄する営林署長(以下「署長」という。)が法第 11 条第 3 項の規定により、天然に生じた樹木を分収木として指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨の協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第 5 条 乙が規則第 37 条の規定により定められた搬出期間内にその分収樹木の搬出を終わらない場合には、その樹木は國の所有に帰するものとする。

第 6 条 乙は、搬出を終わらない分収樹木を他人に譲渡する場合には、乙が搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人が承継し、かつ、当該譲受人と連帯してその責に任ずる旨を記載した書面に当該譲受人と連署して、署長に届け出るものとする。

第 7 条
第 9 条(2)(4) } 削除



第 7 条 乙は、その定款又は規約を変更しようとする場合には、甲の承認を受けなければならない。

第 8 条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。

第 9 条 甲は、次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。

(1) 天災地変その他乙の責に帰することができない理由により、本契約の目的が達せられる見込みがないと認められる場合

(2) 乙の構成員が脱退等により一人未満となった場合

(3) 分収林としての活用の実態が、分収造林の目的に適合していないと認められる場合

(4) 甲の承認を受けずに乙がその定款又は規約を変更した場合

第 10 条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合には、本分収造林契約の解約を申入れができるものとする。

第 11 条 第 9 条及び前条の特約により、本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収木は収益分収の割合で分収するものとする。

第 12 条 造林除地に天然に生育した樹木は、保育のために伐採する場合を除き國の所有とし、収益分収の対象としない。

ただし、営林署長が必要と認める場合には、法第 11 条第 3 項の分収木に指定することを妨げないものとする。

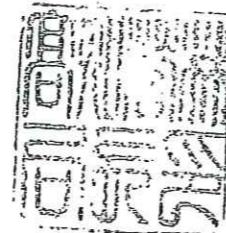
第 13 条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

分 収 造 林 契 約 書

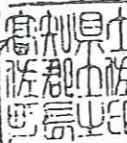
高知営林局長 今村清光 (以下「甲」という。)
と造林者 土佐町長 西村勝仲
(以下「乙」という。)とは、国有林野法(昭和26年法律第246号。以下
'法' といふ。)及び国有林野法施行規則(昭和26年農林省令第40号。以
下「規則」といふ。)に基づき、別紙条項を約定して、下記のとおり分収造林
契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各そ
の1通を保有する。

昭和63年3月5日

高知営林局長 今村清光



造林者 高知県土佐郡土佐町土居194
土佐町長 西村勝仲



1. 分収林の所在

高知県土佐郡土佐町大字瀬戸
シウロウ国有林81林班33小班32小町王

2. 分収林の実測面積

11.655ヘクタール
(別紙図面のとおり)

3. 契約の存続期間

自 昭和63年3月5日
至 昭和67年3月4日

4. 植栽樹種及びその本数

樹種スギ ヒノキ
本数29,400本 11,400本

5. 植栽の期間及び方法並びに保育の方法

別紙造林計画書のとおり

6. 伐採の時期及び方法

時 期 昭和67年度

方 法 所轄営林署長と造林者が協議の上決定する

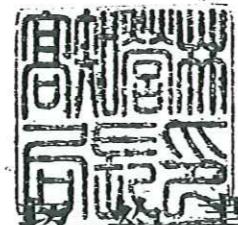
7. 収益分収の割合

国100分の20 造林者100分の80

高知県
土佐郡
山佐町
印

字削入
字入

分収造林契約書



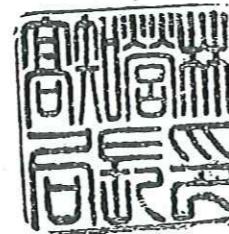
高知営林局長 草野英治（以下「甲」という。）
と造林者 土佐町長 西村勝仲（以下「乙」という。）とは、国有林野法（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野法施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき、別紙条項を約定して、下記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各そ

の1通を保有する。

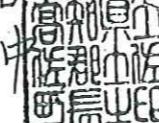
平成
昭和元年3月22日

高知営林局長

草野英治



造林者 高知県土佐郡土佐町土居
194
土佐町長 西村勝仲



高知県
土佐郡
山佐町
印

字削入
字入



記

1. 分収林の所在

高知県土佐郡土佐町大字瀬戸

シウロウ国有林 81林班 は小班 33小判王

一ノ谷 " 93林班 93林班 33小班 33小判王

" 83林班 う小班 う小班

9.5500ヘクタール

（別紙図面のとおり）

3. 契約の存続期間

平成
自 平成元年3月22日

至 昭和65年3月21日



4. 植栽樹種及びその本数

樹種 スギ ヒキ

本数 1,400本 26,000本



5. 植栽の期間及び方法並びに保育の方法

別紙造林計画書のとおり



6. 伐採の時期及び方法

平成
時期 昭和64年度

方法 所轄営林署長と造林者が協議の上決定する

7. 収益分収の割合

国100分の30 造林者100分の70